

第 1 章

<警察政策研究センター設立 20 周年に当たって>

警察政策研究センター20周年を迎えて

警察政策研究センター所長 河合 潔

はじめに

警察政策研究センター（以下「政策センター」という。）は、警察大学校の附置機関として平成8年5月に設立され、昨年、28年5月に、20周年を迎えた。同年11月30日に設立20周年記念式典が、政策センター設立を主導された國松孝次元警察庁長官、初代政策センター所長である人見信男氏、前田雅英先生（前首都大学東京教授、現日本大学教授）等多数の御来賓、坂口正芳警察庁長官を始めとする警察庁幹部の出席の下、開催された。

政策センターの設立の背景には、冷戦終結後の流動化した世界情勢の下で、当時の我が国の治安に深刻な影響を与えたオウム真理教による一連の犯罪を始めとした従来予期し得なかった治安事象に的確に対応していくため、広く警察内外の様々な意見に耳を傾け、治安を取り巻く社会現象の変化・動向を分析し、対応策について研究を行い、今後の警察行政に反映させていくことが必要であるとの認識があった¹。

そこで、20年の節目として、これまであまり触れられていない設立前夜の状況に焦点を当て、原点を振り返りながら、私の政策センターとの個人的な関わりも含め、政策センターの来し方行く末について私見を述べることにしたい²。

1 設立前夜の治安情勢

平成7年は、明けて1月17日に阪神・淡路大震災、3月20日に地下鉄サリン事件、同月30日に警察庁長官狙撃事件と、未曾有の事態・事件が相次いで発生し、それらを受けて、その年の警察白書は、「サリン・銃・大震災に対峙した警察」という特集が組まれた。その後も、6月には函館ハイジャック事件、7月には八王子スーパーナンペイ強盗殺人事件と、世間の耳目を引く事件が発生し、混沌の状況にあったといってもよい。

昭和63年12月以降の平成6年12月までの総理府の社会意識に関する世論調査で、毎年「日本の誇り」に、「治安のよさ」が、40%超（平成5年12月52.1%）の数字で1位と位置付けられていたが、7年12月に33%に急落し、國松元長官から体感治安の向上という語が強調される³、いわば未曾有の厳しい治安情勢であった。その後、その数字は順次20%を割り込むまで下がっていくのである。

2 警察と政策

(1) 政策的思考—政策と現場執行、現場対応

政策センターの正式名称が警察政策研究センター（Police Policy Research Center、PPRC）であることから、研究対象が、警察における政策であることはそのとおりなのであるが、警察における政策はどのように位置付けて考えるべきであろうか⁴。政策を国と地方公共団体の継続的行動と定義すると、警察の使命が、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序

を維持することである以上、目の前の現場執行、現場対応の連続で、政策を云々している余裕はないというのも一つの正論である⁵。

しかしながら、制度がなければ現場が動かないときもある。それが、平成7年のある場面だ。阪神・淡路大震災で、兵庫県警察の運転免許関係のコンピューター及び運転免許試験場等の施設が被害を受け、運転免許証の更新ができなくなり、地下鉄サリン事件で、サリンについて平成6年6月の松本サリン事件の発生まで名称すら公知のものでなく、かつ、人身被害を防止し公共の安全を確保する観点から製造、所持等を有効に取り締まる法規がないため、サリンの所持の一事をもって逃走犯人を検挙することができなかった。解決策は、運転免許証の有効期間を延長するという法律⁶⁷、あるいはサリン所持を犯罪とする法律⁸が制定され、施行されることだった⁹。このとき、ダイナミックに現場執行を促進したのは制度であり、当該制度に係る政策の企画立案であった。政策重視が現場執行力の劣化を招いてはならないのはいうまでもないが、現場執行のために緊急の政策対応が必要なときもある。その知恵が出るのは、平時の政策の企画立案能力の育成と普段からの政策研究の蓄積が前提であり、その意味でも、平成7年の未曾有の治安情勢に対応した政策面での力量をもてる組織が必須とされたのである。政策執行に不可欠な科学技術対応力については、警察庁では、先んじて、関係の組織の充実が図られ、平成6年には、通信局が情報通信局となり、科学技術に係るシーズとニーズをマッチさせる組織として、技術審議官ができ、7年春には、科学警察研究所に副所長が設けられていた。

もちろん、『70年代の警察』¹⁰¹¹がまとめられているように、警察が政策的思考に基づく構想を示したことがないということでもないし、政策的思考に基づく政策プログラムを用いて警察行政を推進するという発想をしてこなかったわけでないが、政策形成には一定の中長期の期間が必要であることから、このような政策的思考の必要性を認識し、そこに踏み出して政策センターの設立までに至ることは、平成7年の厳しい治安情勢への対応という決意がなければ容易でなかったとはいえるだろう。ただ、警察法に規定される警察制度は、緊急対応、効率的遂行を追求することを強調する反面、民主的管理、政治的中立性の確保のため、あえて効率的遂行には適さない合議体である公安委員会に大綱的管理を行わせるという手法をとるといって制度的な巧みさを内在させており、これ自体が幅広い議論を保障するという意味で政策的思考の担保となっていることも忘れてはならない¹²。

また、この幅広い議論の保障という意味で特筆すべきは、平成7年の前年、6年の生活安全局及び情報通信局の新設を含む警察法改正に当たって、4年秋から『ボーダーレス時代の警察を考える懇談会』が組織されたことである（長官官房企画課（課長は漆間巖氏）が庶務を担当）。亀井正夫氏（住友電気工業相談役）を会長に、青井舒一氏（東芝会長）、石井威望氏（慶應義塾大学教授・産業機械工学）、江尻宏一郎氏（三井物産会長）、木村治美氏（エッセイスト）、五代利矢子氏（評論家）、サトウサンペイ氏（漫画家）、田久保忠衛氏（評論家）、辻井重男氏（東京工業大学教授・情報通信工学）、成田頼明氏（横浜国立大学教授・行政法）、渡部昇一氏（上智大学教授・英文学）（以上五十音順）という政府の行政改革に関する財

界人から文化人までのユニークな人選であり、警察庁からは長官、次長、長官官房長らの出席で、警察事象の広域化と国際化に即応した警察制度について多方面の極めて濃密な議論が行われた¹³。

(2) 政策の「見える化」の要請

『ボーダーレス時代の警察を考える懇談会』が行われていたころ、政治は正に流動的であった。平成5年7月の衆議院議員総選挙後、昭和30年以来38年間政権を維持した自民党が野党となり、いわゆる55年体制の崩壊で、平成5年8月、非自民の細川内閣が成立、その後、平成6年4月の羽田内閣の成立を経て、離合集散の上、同年6月、自社さ連立政権である村山内閣が成立するなど、政権が次々に代わっている。こうした政治情勢と昭和末期から平成の時代にかけて、情報公開が政治の大きな課題となっていたことも踏まえ、政策形成過程が、霞が関という閉じた場から、国民に見える形に移行しつつあった。そして、政策が国民のために推進されていることかどうかは、政策の「見える化」が行われることで、政策評価できるようになっているかどうかで分かることになる、いわば政策の「見える化」が要請される時代に入ったと考えられる。

また、こうした時代になったからこそ、政策の「見える化」が進み、政策研究が促進されるといえるだろう。学問の世界でも、国際的視野に立って、公共問題、公共政策及び政策学に関する研究を推進し、広く政策研究に関わる内外の研究者、研究機関等との知的交流を図るため、平成8年に日本公共政策学会¹⁴が設立されている。あわせて、専門職大学院制度が平成15年から施行され、公共政策を専門とする大学院が設置される動きが加速した。

なお、こうした動きに先駆けて、警察庁の関係法人である公共政策調査会¹⁵は、昭和61年12月に設立された。

(3) 社会安全政策論と政策プログラム

政策センターにおいては、社会安全政策論を思考ツールとして活用してきた。この社会安全政策論は、「国民自らがコストを負担して自らの安全を守る意思決定を行うための理論」¹⁶である点を最重要なものとして、犯罪等からの社会の安全安心を維持するための政策を構築しようとするものである。その定義は、「犯罪を典型とする人間の反社会的行為から、個人と社会（個人の生命、身体、財産、名誉、自由などの利益と、社会生活を営む上での共通基盤となるもの）を守る、言い換えれば犯罪等を統制・制御する、ための政策の在り方を研究する」もの¹⁷とし、これに基づいて、理論展開を図っている¹⁸。この社会安全政策論の在り方については、政策センター所長を課長級、審議官級の2度務められた田村正博氏らの懸命な努力によって、理論構築が進められ、教科書の策定が目指されてもいる。

他方、政策の「見える化」の要請に応えたものとして、近年、社会安全政策論に係る犯罪対策の分野でも、政策プログラムが作られるようになった。刑法犯認知件数の戦後最高の状況という危機的状態に対応するものとして、警察庁では、平成15年8月に「緊急治安対策プログラム」、18年8月に「治安再生に向けた7つの重点」、政府レベルでは、15年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画（以下「行動計画2003」という。）」、20年12月

に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008（以下「行動計画 2008」という。）」、25 年 12 月に「「世界一安全な日本」創造戦略（以下「創造戦略」という。）」が策定されている¹⁹。これらのうち政府レベルの行動計画等は、各省庁の施策の寄せ集め、いわゆる短冊の単なるホッチキス止めに始まるものであるが、翻ってみると、テロ対策を含め、犯罪対策、安全安心施策を一覧のものとしてカタログ化をし、半年に 1 回の犯罪対策閣僚会議により、確実な進行管理と政策評価がなされるに至っているといえ²⁰、社会安全政策論による政策実現が、部分的ではあるが可能となってきたともいえる。

3 政策センターの 20 年と今後の課題

(1) 概要

この 20 年間、政策センターは、いわば警察の「シンクタンク」となり、また、実務と理論をつなぐ²¹存在ともなって、「フォーラム等の開催」、「外部研究者との交流等による調査研究の推進」、「大学・大学院における講義の実施」、米国、欧州、アジアの学会に継続して参加発表するなどしての「警察に関する国際的な学術会議への参加等による情報発信」の 4 つの事業を幅広く展開し、さらに、サイバー犯罪対策や国際テロ対策等の重要課題を先駆的に取り上げるなど一定の実績を残すことができたと考える。

とりわけ、政策センター所長は、フォーラムのコーディネーターとして、あるいは外部研究者との調査研究及び大学院における講義に関し 4 つの大学での大学教員²²として、それぞれ取り組んでいることを踏まえ、以下最初 3 つの事業について述べるとともに、今後の課題に触れることとする。

(2) フォーラム等の開催について

私自身は、政策センターの主催するフォーラムには、その時々の職で 3 回参加している。平成 21 年 7 月、「安全・安心なまちづくりの成果と課題～『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』の検証」では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」の企画立案に携わった内閣官房副長官補付内閣参事官として講演者を、24 年 2 月、「持続可能な地域安全のための環境犯罪学的アプローチ」では、警視庁生活安全部長でパネリストを、25 年 3 月、「ファミリー・バイオレンスへの対応」では、警察庁生活安全局生活安全企画課長でパネリストを、それぞれ務める機会を得た。

平成 21 年 7 月のフォーラムでは、行動計画 2003 の総括と行動計画 2008 策定により何を實現しようとしているかの趣旨を語った上で、24 年 2 月のフォーラムでは、行動計画 2008 の実行で何が實現できたのかという総括を行うことになった。その後、当時の安田貴彦政策センター所長（現警察大学校長）の発意で、新たな行動計画策定への反映を企図として、平成 24 年 6 月に、警察政策学会犯罪予防法制研究部会の下に、藤原静雄中央大学法科大学院教授を座長とする「これからの安全・安心研究会」が設けられて、25 年 7 月、提言「「これからの安全・安心」のための犯罪対策に関する提言」²³がまとめられるとともに、同月、当該提言に係るシンポジウム²⁴が行われた。そして、先に述べたとおり、同年 12 月に、新たな

行動計画たる創造戦略が策定された。

また、平成25年3月のフォーラムでは、その前年11月の逗子ストーカー殺人事件の発生に鑑み、諸外国の実務を踏まえ、加害者対策として精神医学的アプローチに踏み切ることを宣言したところ、28年11月のフォーラム「女性に対する暴力対策の現状と今後を考える」では、パネルディスカッションのコーディネーターをしながら、パネリストである、長谷川医師及び野地警察庁生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長の加害者対策の実行状況のフォローアップを受け止めることになった。いわば政策実現の全体としての「見える化」が図られることに立ち会ったことになる。

このように、20年間に行われた各種フォーラム等は、テーマとしては何度も繰り返すものも含め、諸外国の成果、実証事例の紹介を含めた新たな政策の提示とその後の検証分析のフォローアップが「見える化」し、政策の実現、更なる政策の進化に貢献してきたところであり、今後とも持続していく必要がある。

(3) 外部研究者との交流等による調査研究の推進等について

外部研究者との交流による調査研究としては、慶應義塾大学大学院法学研究科に設けられた「市民生活の自由と安全」研究会（通称「テロ研」）が代表的なもので、同大学出身の憲法研究者と政策センター所長等政策センター職員、公共政策調査会板橋功研究センター長らを中心に共同研究が進められている。平成15年4月に開始され、10年以上にわたって継続して最新のテロ対策・法制に係る研究が進められており、成果として情報発信・共有に資する出版物も4冊に及び、今年中に新たな出版も計画されている。

国内の研究者との交流に関し、政策センター所長就任前ではあるが、私の経験では、先に述べた平成24年2月のフォーラムの基調講演をされた守山正拓殖大学教授との交流により、26年5月の日本刑法学会第92回大会で、守山教授がコーディネーターとなった、犯罪予防をテーマとする第3分科会での発表という情報発信の機会を得ることができた²⁵。

また、警察庁職員の留学生が、著名な研究者の下で学ぶことも少なくない。私が平成15年度海外派遣研究生として、ハーバード日米関係プログラムに同年夏から1年間派遣された際、ハーバード・ケネディスクール（以下「ケネディスクール」という。）の

“CCJ100 CRIMINAL JUSTICE: INSTITUTIONS, PRACTICE, AND POLICY”の講義²⁶で指導を受けたデビッド・ケネディ氏（受講当時は researcher。現ジョン・ジェイ大学教授）に、17年9月のフォーラム「日米犯罪抑止対策フォーラム～最新の犯罪抑止対策理論と実践」で基調講演²⁷をお願いし、昨年、米国犯罪学会での出張で11年ぶりに再会した。最近でも、平成27年9月のフォーラム「変容する国際テロ情勢への対応～伊勢志摩サミットに向けて」及び29年2月のミニフォーラム「国際テロ対策の推進～フランスにおけるテロ対策に学ぶ～」で、フランスの警察学研究を専門とされるトゥールーズ第一社会科学大学教授であるフランソワ・デュー氏に、フランスのテロ対策について講演をお願いしたところであるが、同教授の下で、複数の警察庁職員が指導を受けていることも踏まえ、交流が活発になっているところである。このように、留学経験者との交流を契機に、フォーラムの講師を依頼し、さら

に、諸外国の学会への参加等でネットワークを継続保持して最新の研究の推進に資することも重要である。

今後とも、警察庁職員の留学を含めた、国内外の研究者との持続的な交流で、公式/非公式に人的なネットワークが広がることにより、情報発信・共有の機会を得て、政策センターの研究蓄積に貢献することになるといえる。

(4) 大学・大学院における講義の実施について

政策センターの設立に当たって、「当時の國松長官から、大学での講義は有意義であり、条件整備を検討するように指示があった」²⁸ことに基づいて、この政策センターを拠点として政策センター職員が大学・大学院の講義を実施することとしたものであるが、これは、社会安全政策論という思考ツールを実務と理論をつなぐものとして用いて、情報発信を行う好機ともなっている。

政策センター所長は、平成 28 年度は、東京大学公共政策大学院及び一橋大学国際・公共政策大学院で「社会安全政策論」の講義を、京都大学公共政策大学院で、「刑事司法・警察行政」の検察官 OB との合同講義のうち警察行政の部分を、それぞれ担当している。この講義を通じて、学生に社会安全政策論という思考ツールを身につけてもらい、また、東京大学及び京都大学では法科大学院との共同科目であることを踏まえ、法曹界に進む者をも含め、実務と理論をつないだ理解が進むことを企図している。

先に述べた、ケネディスクールでのデビッド・ケネディ氏の講義では、受講者にニューヨーク市警察の警察官がいるだけでなく、ニューヨーク市警察の職員の講演が行われたり、また、ケネディ氏本人が、警察関係の case study のライターを務め、1990 年代のボストン警察プロジェクト²⁹を発案し、そのフィールドワークにも携わっていたりすることで、実務そのものが学問の対象となっていた。そのほか、私の在米時、ハーバード・ロースクール教授のフィリップ・ハイマン氏は、テロリズムや公共分野のリーダーシップの講義を担当していたが、クリントン政権では司法省副長官を務めており、ケネディスクール教授のアシュトン・カーター氏は、安全保障の講義を担当していたが、クリントン政権では国防次官補と務めており、また、オバマ政権では最近まで国防長官の任にあるなど、彼らは、政府と学問の世界を回転ドアで往来していた。米国のこうした人の交流は、実務と理論が当然につながる状況を作り出しているともいえる。

実務と理論がつながっていて初めて、実務を踏まえた理論が構築されるとともに、理論の裏付けのある実務が遂行されることはいうまでもないが、米国のような回転ドアの状況は格別、我が国でできることとして、大学・大学院における講義において、実務と理論をつなぐ努力は不断に続けていかなければならない³⁰。

(5) 今後の課題—フォーラム等、研究の対象等について

平成 28 年度のフォーラムは、10 月に暴力団員の離脱・就労支援による社会復帰対策、11 月に女性の暴力対策、2 月に定住外国人の増加への対応という、いずれも警察行政上、重要で困難な課題への処方箋を提示すべく、行われたところである。また、同年度の政策センタ

一職員の研究も、中村真二主任教授による薬物対策についての外国の学術誌への投稿“Current Situation of Drug abuse and Countermeasures in Japan” (Sociology Study Vol.6 No.8, August2016, David Publishing Company (米国ニューヨーク))、あるいは内海裕子教授による未開拓の分野の研究であるJKビジネスに関する論文「いわゆる「JKビジネス」の現状と対策」の警察政策19巻2017年への掲載のほか、平成28年11月のフォーラムでは、政策センターとして「イタリアにおけるストーキング対策」という研究を取りまとめたものを参考資料として配布するなど、意欲的に成果を公表している。

それでは、今後、どのように考えるべきか。

我が国の客観的な情勢としては、昨年7月の警察政策学会総会シンポジウム³¹で課題とされた人口減少・高齢化という厳しい現実を前に、治安対策、警察行政に限らず、政府、地方自治体が行政遂行に投入できる人と資源に限界があることを前提とし、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安定的な運営の成功への期待がある。その上で、治安情勢としては、国内の治安水準自体は、刑法犯認知件数が戦後最少を記録するという点で極めて良好と評価できる一方で、暴力団の対立抗争等の情勢は依然として厳しく、喫緊の課題である人身安全関連事案、特殊詐欺等も、なお深刻な被害が続いている。国際的には、ISILの台頭等に伴う国際テロや、急速に発展する情報通信技術がもたらすサイバー空間の脅威等の新たな課題への対応は待ったなしの状況といえる。そのような中、刑事訴訟法等改正法が成立したところであり、警察も新たな時代の刑事司法を目指した変革が必要となっている。また、第4次産業革命ともいわれる中、AI(Artificial Intelligence、人工知能)、IoT(Internet of Things、モノのインターネット)、自動運転等のITS(Intelligent Transport Systems、高度道路交通システム)の飛躍的發展が見込まれている。

このように、現在、政策センターの設立当時と同様又はそれ以上に厳しい情勢の下、警察の直面する課題は多種多様で、迅速かつ柔軟な対応による効率的、効果的な業務遂行ができる政策が求められており、政策センターが「シンクタンク」としての底力を発揮していかなければならない時代となっている。さらに、最新の科学技術を含め、政策に係るシーズとニーズをマッチさせた上で、ビッグデータによる社会実装を推進していく必要があり、そのための政策研究が必須と考えられる。

おわりに

政策センターが20周年を迎え、業務を遂行できたのは、警察部内はもとより、警察政策学会を始めとする関係学会、社会安全研究財団や公共政策調査会を始めとする関係団体や各大学、更には内外の研究者の諸先生からの絶大な御理解と御支援あつてのことであり、心から感謝の意を表するものである。

さて、冒頭述べた記念式典の結びの言葉において、安田警察大学校長から、“Stay hungry, stay foolish”というスティーブ・ジョブズの言の紹介(2005年6月スタンフォード大学卒業式での来賓式辞の一節)があり、「警察の新しい政策の地平を切り拓くパイオニアとし

て、中長期視点に立った戦略的、持続的な政策探求に取り組み、実務に直接責任を負う警察庁原局では取り組みづらい、一步先取りした問題提起と政策提言を行うことを望む」との励ましがあつた。当にそれに^{まさ}応えていくのが今後の政策センターの役割であり、政策センターとしても、本職以下職員一人一人が、現下のこの厳しい状況と政策センターに課された使命を胸に刻みつつ、関係の皆様御理解と御支援を得て、一層の組織的、継続的な取組強化に努めてまいりたい。

1 平成 8 年警察白書。政策センターの体系的な解説については、中川正浩「警察政策研究センターの役割」（大沢秀介・佐久間修・荻野徹編『社会の安全と法』（立花書房 2013 年）所収）参照。

2 筆者は、平成 4 年 8 月から 7 年 10 月まで、警察庁長官官房企画課課長補佐（6 年 7 月から組織変更により総務課課長補佐）を務め、法令審査、警察白書などの事務を担当したが、総務課企画官の田村正博氏や総務課理事官の荻野徹氏が専ら進めた政策センター設立のための事務に関わることはなかった。

3 拙稿「政府「行動計画」による犯罪対策の実施と課題」91 頁注 7）刑法雑誌 54 巻 3 号 2015 年

4 後掲注 13 の座談会で廣瀬権長官官房長が、昭和 59 年に行われた「警察法施行 30 周年記念座談会においては、国民の警察に対する要望の変化に対応して、警察行政の積極的展開、取締官庁から総合政策官庁への脱皮について討議がなされ」と、要約して述べているように、警察における政策の在り方については、昭和 50 年代後半に入って意識され始めたことが推測される。なお、当該昭和 59 年の座談会においては、当時オピニオンリーダーの一人であった香川健一学習院大学教授は、「これからの警察も取締官庁から総合政策官庁へと脱皮していく必要があり、従来以上に総合政策的な観点が要求されるようになる」と発言している（「現行警察法施行 30 周年記念座談会 これからの警察行政に期待されるもの」48 頁警察学論集 37 巻 7 号 1984 年）。

5 警察の現場執行、現場対応は、警察法、警察官職務執行法、刑事訴訟法等各種法令の厳格な解釈・運用により行われるものであって、極めて高度な知的作業である。だからこそ、今野敏の小説『ビート 警視庁強行犯係・樋口顕』227 頁（新潮文庫 2008 年、単行本は幻冬舎 2000 年）で「警察は、体育会的な男性原理とともに、知性に対する信仰も持ち合わせている」と表現されているのである。

6 「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長に関する緊急措置法（平成 7 年法律第 19 号）」が、平成 7 年 3 月 1 日に公布、同日から施行された。同法施行までの間は、兵庫県警察では、警察庁と協議して、「運転免許行政上の緊急の特例措置として、有効期間の末日から 5 週間の延長をすることとした」とされている（兵庫県警察本部『阪神・淡路大震災警察活動の記録』104 頁（平成 8 年 1 月））。なお、同法については、拙稿「阪神・淡路大震災に係る特別立法の制定について」警察時報平成 7 年 5 月号及び大森政輔『20 世紀末期の霞ヶ関・永田町一法制の軌跡を巡って一』134 頁（日本加除出版 2005 年）参照。大森同書では、この制度も含め、災害対応については、一般制度化することが望ましいとして、同氏の尽力等により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）が制定され、新潟中越地震に初適用された旨記されている。

7 このほかにも当該大震災に係る警察関係の法改正は行われているが、作用法としては、警察庁（交通局交通規制課（課長は伊藤哲朗氏））から国土庁に働き掛けて制定された災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 110 号）が特記される。同法 76 条の 3 第 2 項等で車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となる一定の場合には、警

察官等は、車両その他の物件を破損できることとし、82条で、その場合の損失補償が規定された。これらの規定が設けられた背景等について、扇澤昭宏「阪神・淡路大震災における交通管理対策について」警察学論集48巻10号1995年参照。なお、これらの規定は、田村正博『全訂警察行政法解説第二版』481頁（東京法令出版2015年）は、「負担を公平にし、権限行使に伴う問題を軽減する見地から、政策的に損失補償が導入されている例」として、同頁（注10）に紹介されている。

8 サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）が、事件1か月後の平成7年4月21日に公布、同日から施行された。同法では、4条1項として、被害発生時等の措置として、警察官等が、警察法、警察官職務執行法等の権限行使に関し、その要件該当性の判断を個別的・具体的にすることなく、一義的に迅速に権限行使できる規定が設けられた。権限の新設でないが、現場執行を支援するための効果的な規定といえる。露木康浩「サリン等による人身被害の防止に関する法律について」警察学論集48巻6号1995年参照。

9 先に述べた平成7年警察白書の特集のうち銃器情勢に係る制度に関しては、当時の銃器情勢の悪化に対応するため、平成6年11月29日に「銃器犯罪対策に関する関係閣僚会合」、同年12月27日に「けん銃取締り対策に関する関係省庁連絡会議」が相次いで開催され、同連絡会議申合せに伴うけん銃対策の一環として、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成7年法律第89号）が、奇しくも警察庁長官狙撃事件発生の翌日3月31日に国会に提出され、5月12日に公布、6月12日から施行された。内容は、けん銃等の発射罪の新設、クリーン・コントロールド・デリバリー及び警察官等のけん銃等の譲受け等に関する規定の新設等を含む画期的なものであった。辻義之、小島隆雄「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律について」警察学論集48巻8号1995年参照。

10 昭和47年6月、警察庁総合対策委員会。「座談会「70年代の警察」を語る」54頁警察学論集25巻8号1972年で、鎌倉節長官官房企画審査官は「警察で本格的な長期計画をまとめたのは、おそらくこれが初めてと思」うと述べており、また、同58頁で、山田英雄警備局公安第三課長（鎌倉長官官房企画審査官の前任者）は「警察として年々国民に治安に関する白書を提示して、警察が立ち向かっている問題点、それへの対応策をいうものをまとめてみたらどうかというようなことも議論し……とりあえずそういう警察白書というものを作るとすればいまの段階でどのような内容を盛り込むべきであるかそれを長期計画とのからみで考えていけば最終報告（『70年代の警察』のこと。引用者）のイメージが浮び上がる」と述べていることから、その後、初めて刊行された警察白書の昭和48年版につながるものであることが分かる。前掲注1の中川論文135頁は、「次の時代を見据えてこれから何をすべきかという発想で、作成され、それがアニュアルレポートという形で現在の警察白書に発展している」と述べている。なお、昭和55年7月、『80年代の警察』が、『70年代の警察』に倣って、警察庁総合検討委員会により発行されている。

11 興味深いのは、同書「はじめに」において、昭和40年代前半の犯罪増加率、人口10万人当たり犯罪発生件数、検挙率及び人口10万人当たり交通事故死者数の我が国と米、英、独3国との比較をしながら、「本来治安は諸外国との数字の比較によつて測られるのではなく、国民1人1人が日常の生活を通じて、実感としていただく安全感によつて測られるべきものである」とし、「国民の生活を守るため、われわれのなすべきことの多く、かつ責任の重いことを思うのである」としており、主観的安全たる体感治安の認識を有していることである。

12 公安委員会の仕組みについては、拙稿「警察の民主的統制という仕組みの現在とその課題」（安藤忠夫・松岡孝次・佐藤英彦編『警察の進路』（東京法令出版2008年）所収）参照。同書692頁において、政策の企画立案に係る国家公安委員会の意思決定の重要性について言及している。

13 日刊警察平成4年9月11日付けで9月8日の第1回の開催の記事が掲載され、また、平成5年警察白書の平成4年の出来事として第1回の日程が残るほか、「特集・警察法施

行 40周年記念〈座談会〉21世紀の警察行政」警察学論集 47 卷 10 号 1994 年で、廣瀬権長官官房長及び亀井正夫氏の発言により、2 か月に一度計 9 回程度行われたことが分かる。

14 日本公共政策学会のウェブサイトでは、「公共政策」とは、社会の公的な問題に関して、地方自治体や国をはじめ、NPO や NGO、住民などが担うさまざまな方針や施策、事業のことです。公共政策には、公園の設置やゴミ収集や道路の整備のような身近なものから、地域活性化政策、経済政策や外交政策などにいたるまで、さまざまなレベルのものがあり、多岐にわたって私たちの生活に深くかかわっている（平成 29 年 2 月 17 日閲覧）。

15 社会的安定と安全の視点から広く内外の公共問題を研究し、関係諸情報の収集、整理、分析を行うとともに、これらの成果の普及、政策提言等の事業を行うことを目的として昭和 61 年 12 月 5 日に財団法人として設立され、平成 24 年 4 月 1 日付けをもって公益財団法人へ移行している（公共政策調査会のウェブサイト平成 29 年 2 月 17 日閲覧）。

16 田村正博「社会安全政策論」の今日的意義」57 頁警察学論集 59 卷 5 号 2006 年

17 田村正博「社会安全策の手法と理論 1」5 頁捜査研究 621 号 2003 年

18 政策センターと社会安全政策論の関わりについては、田村正博「警察行政法理論と社会安全政策論の展開」10-11 頁（前掲注 1 の大沢ら書所収）参照。

19 拙稿「治安再生に向けた 7 つの重点」について—警察政策のマニフェスト化の流れ」90-94 頁警察学論集 59 卷 11 号 2006 年

20 荻野徹「内閣の重要課題としての犯罪対策」109 頁警察学論集 59 卷 10 号 2006 年

21 実務と理論をつなぐ存在が求められるのは、簡単にいうと、人権制約につながる権力行使という旧来の警察観に立った理論構成から脱却し、個人保護のための権力行使という実務に則した警察観に立った理論構成の確立が必要であるからである。詳しくは、中村真二「警察政策研究センター 20 年の歩みと今後の展望」警察学論集本号及び前掲注 18 の田村論文 9 頁参照。

22 慶應義塾大学並びに東京大学、京都大学及び一橋大学の各大学院の非常勤講師。あわせて、一橋大学では客員教授に就任している。

23 警察政策学会資料 71 号 2013 年、<http://asss.jp/report/71.pdf>
（警察政策学会のウェブサイト平成 29 年 2 月 17 日閲覧）

24 平成 25 年 7 月 3 日警察政策学会総会シンポジウム、警察政策 16 卷 2014 年

25 当該発表の成果は、前掲注 3 の拙稿である。

26 警察庁 OB の荒木二郎氏は、平成 8 年から翌年にかけて受講し、割れ窓理論等について、我が国でもあまり知られていない比較的早い時期に接している。

27 「犯罪の根底と刑事司法～戦略的犯罪抑止統制」警察学論集 59 卷 5 号 2006 年

28 前掲注 1 の中川論文 130 頁（引用については、同論文 125 頁で言及されている冊子に基づき修正）。なお、前掲注 18 の田村論文参照。

29 辻義之「ボストン市警による若年者暴力対策～ニューヨーク市警と異なる手法の成果と試練」警察学論集 55 卷 10 号 2002 年参照。

30 この場合、実務の理論的説明あるいは体系化の努力も当然に必要となる。その意味で、行動計画 2008 に関しては、拙稿「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008 の推進」警察政策 11 卷 2009 年及び「犯罪に強い社会実現のための行動計画 2008」を読む（その 1～その 3）」現代警察 125-127 号 2009-2010 年において、詳細に記述した。

31 メインテーマ「人口急減時代における安全安心の確保と警察の課題」で、筆者はパネルディスカッションにパネリストとして参加し、その際、「人口急減時代への警察の対応」を発表した。警察政策 19 卷 2017 年参照。